

# みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ 運営法人等募集要項

令和元年10月 横浜市南区役所

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジを一体的に運営する法人等を募集します。運営にあたっては、市民活動・生涯学習支援、外国人支援に対するノウハウを有し、一体的な運営により、経費節減やより効率的な運営のできる団体の創意工夫のある提案を募集します。

## 1 みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ運営事業概要について

### (1) みなみ市民活動・多文化共生ラウンジとは

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）は、南区内における市民活動の活性化を目的とする区版市民活動センターと、国際交流や外国人支援事業を目的とする国際交流ラウンジを一体的に運営する施設です。

### (2) 事業実施の方法

本事業は、横浜市南区（以下「区」という。）と運営法人（以下「法人」という。）との市民協働事業として行うため、区と協働契約（委託）を締結し、事業目的の共有を図るとともに双方の役割を明確にし、それぞれの役割に応じた責任を果たしながら協働で実施します。また、協働契約(委託)に基づき、区は法人に対して、事業を実施するための場（以下「実施場所」という。）を確保するとともに、実施主体に対して事業に係る経費を支払います。

### (3) ラウンジの主要事業

#### ア 区版市民活動センター

区版市民活動センターは、市民・団体による市民活動・生涯学習活動の相談・コーディネートを実施することにより、市民活動団体相互のネットワーク化の促進や、地域の課題に取り組む市民活動と行政施策の橋渡しにより、地域の自立性や協働による課題解決を推進します。区版市民活動センターの主要事業としては、以下を想定しています。

- ・市民や団体からの相談対応及び取組の活性化に向けたコーディネート
- ・情報の収集と提供
- ・活動場所の提供
- ・講習会、研修会などの自主企画事業
- ・地域課題解決のための自主企画事業
- ・施設間連携促進に向けた自主企画事業
- ・その他市民活動及び生涯学習推進に必要な支援

#### イ 国際交流ラウンジ

国際交流ラウンジは「誰もがいきいき暮らせるまちづくり」を使命として、市民・団体との協働による地域の外国人を支援し、多文化共生の拠点とします。国際交流ラウンジの主要事業としては、以下を想定しています。

- ・外国人市民に対する情報提供、相談、各種支援事業
- ・外国人支援に対する情報の収集と整理
- ・外国人支援の人材育成
- ・多文化共生、国際交流の推進
- ・その他国際交流及び外国人支援に必要な事業

#### ウ 事業評価

当該協働事業の終了後（年度終了後）に、事業の成果、役割分担等について、相互評価を行います。

#### エ その他

業務の詳細は、別添仕様書の業務内容を参照ください。

仕様書は現時点での内容です。今後、これに加えて、区が必要とする事業について、予算措置も含め、追加して委託する場合があります。

### (4) 法人選定の趣旨

ラウンジが、その機能を効果的に発揮できるよう、法人には「市民活動・生涯学習・国際交流・外国人支援事業を行う資質、能力」及び「地域の市民活動・生涯学習・国際交流・外国人支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、法人の選定は、提案（申請）の資格を満たす法人を広く公募し、応募のあった中から、ラウンジ運営を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった法人を選定することとします。

選定に当たっては、応募法人の提出する提案書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、ラウンジ運営の資質、能力及び自主企画事業の考え方など事業計画に関して、応募法人を評価します。（プロポーザル方式による委託の受託者の特定）

## 2 公募の条件

### (1) 募集法人

ア 募集の対象は、主たる事務所が横浜市内にある次のいずれかに該当する法人又は複数の法人等が共同する共同事業体（以下JVという。）とします。

(ア) 市内における市民活動・生涯学習・国際交流・外国人支援の活動実績を有する法人

(イ) 市民活動・生涯学習・国際交流・外国人支援の理念を有し、事業展開が可能な法人

イ アに該当する法人又はJVは、複数の提案はできません。

ウ 単体の法人により提案する場合は、JVの構成員になることはできません。

JVにより提案する場合は、当該JVの構成員である法人が単体の法人として提案することができず、また、他のJVの構成員となることはできません。

エ JVにより提案する場合は、代表の法人を設定し、構成員は、本提案書の作成に基づく登録申込及び応募に関する件について、当該代表法人に対して委任することとします。

## (2) 提案（申請）の資格

提案（申請）の資格は、次の各号全てに該当する法人、又はJVとします。(JVの場合は、共同する法人を2者によるものとし、その全ての法人が該当)

なお、参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認します。

ア 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿<sup>※</sup>に「各種調査企画」又は「その他の委託等」の種目で掲載されていること又は契約を締結するまでの間に掲載されていることが見込まれること。

イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

### ※ 一般競争入札参加有資格者名簿について

○ 横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査（市税の滞納がないこと等）を行い有資格者として認めた者を掲載した名簿です。名簿掲載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

○ 登録種目・細目コードは、320-B（各種調査企画）、又は350-Z（その他の委託等）とします。

○ 本事業の申請締め切りまでに名簿掲載が間に合わない場合でも、入札参加資格審査を申請予定で、契約締結までに名簿に掲載される見込みである場合には、本事業の申請を受け付けます。

○ 「ヨコハマ・入札のとびら」入札参加資格審査申請について

URL : [http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z\\_index.html](http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html)

## (3) 欠格事項

次に該当する法人は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 申請書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

ウ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

#### (4) 事業実施内容等に係る基本的事項

ラウンジにおける事業実施内容等は、次の各項目の他、別添の仕様書に定めます。なお、これに加えて区長が必要と考える事業を、追加して委託する場合があります。

##### ア 実施施設

所在地：横浜市南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10 階

延床面積：716.92 m<sup>2</sup>

施設内容：事務室、会議室、相談コーナー、ミーティングコーナー、展示コーナー、情報コーナー、作業室、多目的室、研修室 1、研修室 2、研修室 3、キッズスペース

##### イ 開館日・開館時間

平日：午前 9 時から午後 9 時まで  
(ただし、午後 5 時から午後 9 時までについては、仕様書(案)第 7 項(1)イ(ア)d「場の提供」業務のみとする。)

土曜・日曜・祝日：午前 9 時から午後 5 時まで

休館日：施設点検日(毎月第 3 月曜日)  
年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

##### ウ 職員及び配置職員数

(ア) 管理運営責任者：1 名  
(イ) 常勤職員：5 名以上(管理運営責任者含む)  
(ウ) 常時配置する人数：3 名以上(うち 1 人以上は常勤職員)

※その他詳細は仕様書を参照してください。

##### エ 利用者からの参加料の徴収

ラウンジ施設の利用率、実施事業の参加料は無料とし、利用者から徴収できません。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費(材料費等の経費)で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することは可能です。

##### オ 委託料として支払う経費

区は、以下の経費を委託料として運営法人に支払います。

人件費を含めた令和 2 年度の事業費の上限は、約 3,200 万円(消費税及び地方消費税を含む。)の予定です。(現時点の業務内容での予定額であり、変更することもあります。)

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積りを徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

委託料には人件費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払は前金払とします。ただし、契約締結当初に一括支払いではなく、分割払とし、原則として毎月必要と考えられる額を支払います。

#### カ 個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

#### キ 法令の遵守

ラウンジの運営に当たっては、国の法令並びに神奈川県及び横浜市の条例・規則等を遵守してください。

#### ク その他

契約については、横浜市市民協働条例第 12 条に規定する「協働契約」により締結します。契約書は、別添の「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務における協働契約について」「協働契約書 ひな形 (委託契約型)」をベースに、協議の上、策定します。

### (5) 運営期間、委託契約

運営期間は、原則として令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。なお、協働契約 (委託) については年度ごとに契約するもので、無条件に複数年度の継続を約束するものではありません。事業期間内であっても、運営法人が次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認める場合には、年度内の途中であっても契約を取消し又は運営の停止を命じる場合があります。

#### 契約を取り消し又は運営の停止を命じる場合の例

- ・事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- ・契約について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- ・その他法人等として適当でないと区長が認めるとき

### (6) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和 2 年度予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集は行われなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備等の損害賠償等には一切応じられません。

### 3 法人選定

#### (1) 選定の流れ

時期	手続き等
令和元年 10 月 21 日 (月)	法人募集実施の公表 南区ホームページに掲載
同 10 月 21 日 (月) ~ 11 月 1 日 (金)	参加意向申出書の提出期限・・・ア
同 11 月 8 日 (金)	参加資格確認結果通知書、 申請関係書類提出要請書の通知・・・イ
同 11 月 11 日 (月) ~15 日 (金)	質疑の受付・・・ウ
同 11 月 22 日 (金)	質疑の回答・・・エ
同 11 月 25 日 (月) ~ 12 月 6 日 (金)	提案書の受付・・・オ
同 12 月中旬	評価委員会 (プロポーザルに関するヒアリング、書類選考)
令和 2 年 1 月	南区入札参加資格審査・指名業者選定委員会
同 1 月下旬	選定結果通知
同 2 月	受託者と協議の上、協働契約書（事業目標及び事業実施計画書等）の策定
同 3 月	事業の引継ぎ
同 4 月 1 日	事業開始

#### (2) 提案書の提出（プロポーザル参加）について

参加を希望する法人の資格を確認するため、次の書類の提出をお願いします。

##### ア 参加意向申出書の提出

###### 【提出書類】 (①~⑤ 各 1 部)

- ① 参加意向申出書（別添）
- ② 法人登記簿謄本（写）
- ③ 参加資格の条件を満たす法人〈本募集要項の 2(1) 募集法人を参照。〉であり、市内における活動状況がわかる資料（様式はありません。既存のものでもかまいません。）
- ④ 欠格事項に該当しないことの宣誓書（別添）
- ⑤ 一般競争入札参加有資格者名簿への登載見込みについて（別添）

(⑤については参加意向申出書提出時点において、本市の一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていない法人のみ提出してください。)

**【受付期間及び時間】**

令和元年 10 月 21 日 (月) から 11 月 1 日 (金) まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時までの間に受け付けます。

**【提出場所】**

横浜市南区役所 6 階 地域振興課 (窓口番号 61 番)

**※ 直接書類を持参してください。(郵送等は受領できません)**

**イ 参加資格確認結果通知書、プロポーザル関係書類提出要請書の通知**

参加資格を満たしていることを確認し、参加資格確認結果を令和元年 11 月 8 日 (金) までに通知します。また、参加資格を有することを認めた場合には、申請関係書類提出要請書を通知します。

**ウ 質疑及び回答**

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

**【質疑を行うことができる者】**

参加資格確認結果通知により参加資格を有することを認めた者として。

**【質疑の方法】**

質疑の受付期間までに、電子メール又はファクシミリにより受け付けます。(着信確認を行ってください。) 来庁及び電話による問合せには一切応じられません。別添の質問票に、質疑の要旨を簡潔にまとめて下記へ送信してください。

**【質疑送付先】**

横浜市南区役所地域振興課区民活動推進係

電子メールアドレス [mn-chishin@city.yokohama.jp](mailto:mn-chishin@city.yokohama.jp)

ファックス番号 045-341-1240

**エ 回答**

令和元年 11 月 22 日 (金) までに、横浜市南区役所ホームページへの掲載により回答します (質問者の団体や個人に係る情報は公表しません。)

質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

## オ 提案書の提出方法

区から申請関係書類提出要請書を受けた法人は、本事業について提案する書類の提出をお願いします。

※提出書類については、別添の「提出書類一覧表」のとおり

### 【提案書類受付期間及び時間】

令和元年 11 月 25 日（月）から令和元年 12 月 6 日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時までの間に受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に下記問い合わせ先にご連絡いただき、担当と日程調整のうえ、お越しく下さい。

### 【提出場所】

横浜市南区役所 6 階 地域振興課（窓口番号 61 番）

※ 直接書類を持参してください。（郵送等は受領できません）

### 【追加書類の提出】

提出書類の他に、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

### 【提出の著作権の帰属】

提出書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

## （3）費用の負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。

## （4）資料の取扱い

区が提供する資料は、提案にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承をえることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## （5）その他留意事項

- ・ 受付期間後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・ 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。



- ・所定の書式以外は受け付けません。

## (6) 選定方法

法人の選定にあたっては、区は評価委員会を設置し、委員会が別添評価基準に基づいて提案内容の評価をします。なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、評価委員会による評価を実施します。

区長は、委員会の評価の結果、意見を踏まえて、法人を選定します。

### ア 評価委員会

評価委員は市民活動及び外国人支援施策などにかかる市職員を予定しています。

#### (ア) ヒアリングの実施

評価委員会の評価にあたり、提案内容に関するヒアリングを行います。

- ① 実施月 令和元年12月中旬
- ② 実施場所 未定
- ③ 出席者 管理運営責任者を含む3名以内としてください。
- ④ その他 実施日及び実施場所等の詳細については、別途お知らせします。

#### (イ) 提案者が運営する事業の現地調査

評価委員会が必要と認める場合は、提案者が運営する事業の現地調査を行うことがあります。

#### (ウ) 留意事項

提案者が、法人の選定に関して評価委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

### イ 失格事項

提案内容の評価点が次の場合は、失格となります。詳細は、別添提案書評価基準のとおりです。

- ・大項目について、それぞれ基準点の60%に満たなかった場合
- ・各評価項目について、1項目でも1点の評価がなされた場合

### ウ 評点が同点となった場合の措置

最も高い評価を得た法人が同点で複数あった場合は、該当者にくじを引かせ受託者を決定します。この場合において、該当者のうちくじを引かない者があるときには、これに代えて当該プロポーザルに関係の無い市職員にくじを引かせるものとします。

### エ 指名停止等の取り扱い

提案書類の提出以降、契約の締結までの間に、横浜市一般競争参加停止及び指名停止

等措置要綱に基づく停止措置を受けている又は新たに受けた場合には、本件の選考、契約手続きへの参加資格を失うものとします。

既に選定が終了し、契約の相手方として決定されている場合であっても、契約締結は行わず、次点者と契約交渉を行います。

なお、契約の相手方として決定されている者が、契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次点者と契約交渉を行うことがあります。

#### オ 評価結果通知

評価結果（選定または非選定の結果等）は、提案者全員に文書により通知します。通知の時期は、令和2年1月下旬以降を予定しています。

#### カ 評価結果の公表

運営法人の選定後、評価結果、評価委員会名簿を区ホームページにおいて公表します。

## 4 法人等選定後の諸注意

### （1）見積書の提出

運営法人として選定された後は、協働契約の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。区があらかじめ定める予定価格以下の金額で、契約額を決定します。

なお、金額の決定にあたっては、見積書に記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）を加算するので、法人は消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、事業に係る経費としたい金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

### （2）契約の締結

決定した契約額に基づき、区と受託者が協議の上、協働契約書を策定して締結します。運営期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としますが、協働契約については年度ごとに契約するもので、複数年度の継続を約束するものではありません。令和2年度の契約履行期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

### （3）研修・引継ぎ

事業を開始するまでの期間には、現運営法人からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。また、準備業務に係る人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

#### (4) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

### 5 その他

- (1) 本事業への応募にかかる費用について、区は一切負担しません。また、契約締結後に委託料から応募にかかった経費を支弁することはできません。
- (2) 応募書類（参加意向申出書や提案書）の提出後、辞退する場合は、辞退届を提出してください。なお、提出された書類の返却はいたしません。

### 6 別添資料等

- (1) みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務仕様書
- (2) 参加意向申出書
- (3) 欠格事項に該当しないことの宣誓書
- (4) 一般競争入札参加有資格者名簿への登載見込みについて
- (5) 質問票（様式1）
- (6) 提出書類一覧
- (7) 提案書類一式（様式2～16）
- (8) 提案書評価基準
- (9) みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ平面図
- (10) 備品一覧
- (11) みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務における協働契約について

### 7 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、3(2)ウに従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市南区役所地域振興課 担当者 三木、山口  
〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33  
電話 045-341-1238 ファックス 045-341-1240  
電子メールアドレス [mn-chishin@city.yokohama.jp](mailto:mn-chishin@city.yokohama.jp)